

第347回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和3年10月6日(水)15:00～15:08

場 所：経済産業省 本館7階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから、第347回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いします。

○靄田総務課長　第1部につきましては、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取り組みを講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載をすることといたします。

その会議資料について情報公開請求された場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のために御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ありがとうございます。

ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異存がございませんようですので、今お話のあったとおりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、まず、議題1「適正な電力取引についての指針の改定の建議について」に関し、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　NW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします

します。

資料3を御覧いただけますでしょうか。

こちらの趣旨といたしましては、制度設計専門会合での整理を踏まえ、需給ひっ迫時等緊急時の一般送配電事業者による情報共有等に関する適正な電力取引についての指針の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議いただきたいというものでございます。

経緯でございますけれども、2020年度冬の需給ひっ迫時に一般送配電事業者と旧一般電気事業者の間で、需給状況等に関する情報共有がなされたわけですが、7月の制度設計専門会合において、当該情報共有は需給バランスを確保する上で必要なものであり、行為規制上問題がなかったと認められる旨、御確認をいただいたところでございますが、その際に、需給ひっ迫時の情報共有について、公的なルールの設定が望ましいとの御意見があったものでございます。

これを踏まえまして、需給ひっ迫時等緊急時の情報共有等について、適取ガイドラインにおいて定めるべき事項について、10月の制度設計専門会合において議論が行われまして、以下の内容を本委員会に報告することで御意見が取りまとめられたものでございます。

以下、2. は内容でございます。

本指針については、次の改定を行うべきであるということで、需給ひっ迫時等緊急時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、情報の目的外提供の禁止の観点からは問題ではない旨を記載する。

2つ目として、一般送配電事業者が情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、差別的取扱いに抵触するものではない旨を記載する。また、差別的取扱いに該当しない場合の例示として、需給ひっ迫時等緊急時において、安定供給を確保することを目的として迅速に対応することが可能な事業者に対し、連携のために必要な情報の共有を行うことは、差別的取扱いの禁止に抵触するものではない旨を記載する。

3番目として、委託規制の例外である災害その他非常の場合に需給ひっ迫時も含まれる旨を記載する。

ということでございます。

以上の点に係る改定が必要と考えられるため、後ろの資料3—1のとおり、本指針の改定案について、経済産業大臣に建議することとしたいというものでございます。

後ろの3—1が、建議案と建議文となってございまして、内容に関しては、最初の1ペ

ージの内容と同様でございます。

以上、ご審議のほどを、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから何か御質問、御意見ございますでしょうか。

圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員      緊急時に適切な情報の取扱いをすることを前提として、こういう情報のやり取りをするのは必要で、やって問題はないと思いますけれども、ただ、そういう情報のやり取りがあったということを監視等委員会としても知っておく必要があるのではないかと考えたのですが、その辺、事務局としてはどういう整理をされているのでしょうか。

○田中NW事業監視課長      御質問ありがとうございます。

まさに御指摘いただいたように、今回、情報共有のルールというのを整理、明確化するわけですが、今年の冬について、実際に監視委で行われた情報共有について問題なかった旨というのを、今年の冬の需給ひっ迫時の情報共有について確認をしたわけですが、今後とも、今回の整理を踏まえて、需給ひっ迫時等緊急時に行われる情報共有については、監視委として、引き続きしっかりと確認をしてまいりたいと思っているところでございます。

○圓尾委員      分かりました。ということは、需給ひっ迫時という緊急事態において、こういう非対称な情報の提供があったときは、必ず事後的に監視等委員会としてチェックをするという理解でよろしいでしょうか。

○田中NW事業監視課長      はい。基本的にはそのつもりであります。

○圓尾委員      それは事業者が、こういう情報提供をしましたと、事業者のほうからボラントリーに監視等委員会に報告が上がるプロセスを経るわけですか。

○田中NW事業監視課長      事業者のほうから来れば、もちろんそれでもいいですし、我々からも、ひっ迫時には情報共有に関しては、こちらから確認に行こうと思いますので、そこは、むしろこちらから確認に行きたいと考えているところです。

○圓尾委員      なるほど。分かりました。ありがとうございます。それなら大丈夫かと思えます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

北本委員、お願いします。

○北本委員 御説明ありがとうございました。

私も、この建議の内容については、異存ございません。

圓尾さんが質問された内容と同様ですが、どういう情報が、誰に提供されたかを監視委でしっかり確認をしていただきたいと思います。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。——それでは、ただいま事務局から御説明がありましたとおりに、委員会として経済産業大臣へ建議をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、事務局の案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

ありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。——ないようです。

どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——